

Client Alert

15 April 2022

日本におけるカーボン・クレジット取引の課題 —「カーボン・クレジット・レポート（案）」 の提示を踏まえて

本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



井田 美穂子
パートナー
+81 3 6271 9508
mihoko.ida@bakermckenzie.com



太田 秀夫
シニア・カウンセラー
+81 3 6271 9735
hideo.ohta@bakermckenzie.com

1. はじめに

2050年カーボンニュートラル実現を達成するためには、温室効果ガス（GHG）排出を削減するための技術開発、再生可能エネルギーへの変換、自主的な省エネの実施等の手法があるが、自らの省エネや再エネ活用による排出削減の取組に加えて、削減努力を経てもどうしても排出してしまう残余排出を、カーボン・クレジットを活用することにより相殺（オフセット）するという手段に注目が集まっている。

カーボン・クレジットの活用について関心を抱く企業は増加しているものの、①国内・海外の制度への位置付けが明らかでなく、カーボン・クレジットの活用方法・意義が十分に浸透していない、②国内ではJ-クレジット・非化石証書・グリーン電力証書、海外との関係でJCM（Joint Crediting Mechanism）、また海外で取引が活発に行われているボランティアカーボン・クレジット等、多くの種類のクレジットが存在し、何を調達していかに活用すればよいか判断しがたいという課題がある。こうした背景から需要の見通しが十分に立たず、その結果、新技術ベースや炭素吸収・炭素除去系の自然ベースのクレジット供給拡大の動きにもつながらないという現状がある。また、カーボン・クレジットの流通という面からも、これまで相対取引が主であり、その取引や価格の実態も不透明であるといった課題が存在する¹。

2. カーボン・クレジットの活用に向けた検討

上記の課題を受けて、2021年12月より、経済産業省主催の「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」（以下「本検討会」）が発足した。本検討会は、①カーボンニュートラル社会を実現するためのカーボン・クレジットの重要性、望ましい活用の在り方等について基本的な整理を行い、カーボン・クレジットに関する政策対応の方向性を明確化する指針を示すこと、及び②国際的なESG資金を集め、世界の脱炭素ビジネスの拠点となるような「カーボン・クレジット市場」のあり方について方向性を示すことをその目的として検討・議論を重ねられ、2022年3月24日開催の第3回検討会ではそれらの方向性を示す「カーボン・クレジット・レポート（案）」（以下「本レポート」）が提示された²。本レポートは、まだドラフト段階ではあるものの、今後のカ

¹ 第1回「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」（趣旨紙）

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/001_02_00.pdf 参照。

² 第3回「カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会」資料3

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/003_03_00.pdf



山崎 ふみ
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com



丸田 郁美
アソシエイト
+81 3 6271 9693
kumi.maruta@bakermckenzie.com

ーボン・クレジットの活用に関し大変参考になる提案を行っているため、本アラートにて紹介するものである。

(1) 各カーボン・クレジットの現状

本検討会による議論と本検討会が行った業界ヒアリングによると³、各クレジットを国内・国外のどの制度にどのように活用できるのか、政策的に各クレジットの活用をどのように認めていくべきかという点が、各業界での注目を集めていると考えられる。以下において、J-クレジット制度とJCMの現状を、本レポートに沿って概観⁴、その後ボランタリークレジットの現状と検討状況について言及する。

a) J-クレジット

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録・クレジット認証は堅調に増加しており、第49回認証委員会（2022年3月開催）までに、登録件数は累計885件、認証量は累計約804万トンに達し、地球温暖化対策計画（令和3年度10月22日閣議決定）においては、2030年における認証量目標は1,500万トンとされていることがJ-クレジット制度事務局資料⁵において述べられている。但し、世界のカーボン・クレジット取引市場規模からすると、J-クレジット認証量はいまだ限定的といえJ-クレジットの更なる活性化に向けた施策として、J-クレジットの持続性の確保や新規技術の方法論の策定あるいは森林由来クレジットの活性化などが検討・実施されている。

なお、J-クレジット実施要項⁶によると、対象となるプロジェクトは、「日本国温室効果ガスインベントリ⁷に計上される排出量の削減に資する取組」及び「日本国温室効果ガスインベントリに計上される吸収量の増大に資する取組」とされており、国内温室効果ガス削減量への貢献という意味での信頼性は高い。

そして、活用可能な制度として、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度がある。同制度において、特定事業者（特定排出者）は、「調整前温室効果ガス排出量（実排出量）」に加え、「国内認証排出削減量（国内での排出削減に係るクレジット）」を控除等し「調整後温室効果ガス排出量」を報告することが義務付けられているが、平成26年4月1日施行の関係省令及び告示改正により、国内認証排出削減量の1つとしてJ-クレジットの追加等が行われ、当該算定・報告・公表制度に使用可能となっている。但し、温対法の下での算定・報告・

³ 本レポート28頁・29頁参照。

⁴ 本レポートでは、東京都及び埼玉県が独自に導入している排出量取引制度にも触れている。同制度では、超過削減量とオフセットクレジットの取引も可能としている。

⁵ https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf

⁶ 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（Ver.5.3）5頁参照（[01_youkou_v5-3.pdf \(japancredit.go.jp\)](https://japancredit.go.jp/01_youkou_v5-3.pdf)）。

⁷ 気候変動枠組条約第4条及び第12条並びに2/CMP.8決定に基づき、1990年度から2019年度までの日本の温室効果ガスと前駆物質等の排出・吸収に関する目録（インベントリ）を気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に報告する。

インベントリの作成方法については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により作成された「国家温室効果ガスインベントリのための2006年IPCCガイドライン」（以下「2006年IPCCガイドライン」）が定められており、日本の排出量と吸収量の算出方法はこれに準拠している。



公表制度における調整後温室効果ガス排出量への活用と NDC⁸の達成への貢献は直接的に関連するわけではない。この点、本レポートでは、NDC との関係では、J-クレジットについては、国内においてインベントリに反映された排出削減・炭素吸収・炭素除去活動をカーボン・クレジット化することにより、より広い主体によるそれらの活動が促進され、結果的に日本における NDC 達成に資すると整理している⁹。

b) JCM

JCM は、途上国への日本の先進的な脱炭素技術等の普及を通じ、地球規模での温暖化対策に貢献するとともに、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献（温室効果ガスの排出削減や吸収量）を認定機関が評価する制度である。

環境省が 2021 年 3 月に公表している「二国間クレジット制度の最新動向」によると、2021 年 6 月 29 日時点で JCM を構築しているパートナー国は 17 か国、さらに事業件数は 197 件にのぼる。さらに、JCM を通じた国際的な排出量取引市場への参加の関心が深まることを踏まえ、政府予算だけでなく民間資金を中心とした JCM プロジェクト形成、プロジェクトの大規模化に向けた検討を開始している。

民間企業が JCM にかかわる場合、JCM クレジットを保有する民間企業は、保有するクレジットを無効化口座へ移転することが認められている。無効化口座に移転することで、温対法の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の下での調整後温室効果ガス排出量の調整や自主的なカーボン・オフセット等に活用することができる。一方、日本政府は、JCM クレジットを日本の NDC 達成のためにも活用することができる（「日本国二国間クレジット制度 JCM 実施要綱・約款」（2022 年 1 月 17 日施行。以下「JCM 実施要綱」）第 5 条）。すなわち、政府は、2021 年 1 月 1 日以降に実現した排出削減・吸収・除去に対して発行された JCM クレジットに対し、①NDC 達成に活用すること、及び②取消しにより国際的な排出削減制度に活用することについて、パリ協定及び関連する決定文書に従い、パリ協定締約国としての承認を行うこととされている（JCM 実施要綱第 6 条）。なお、本レポートは、企業がカーボン・オフセットのためにカーボン・クレジットを無効化した量を、国が NDC の達成という観点で同時に活用する場合には、異なる排出量のレイヤーにおける計算を行っているため、カーボン・クレジットの二重カウントは問題とならないと整理している¹⁰。

c) ボランタリークレジット

民間セクター・NGO 等のクレジット認証機関が発行するクレジットは「ボランタリークレジット」と総称され、民間認証機関である Verra の発行する認

⁸ パリ協定（2015 年 12 月採択、2016 年 11 月発効）では、温室効果ガスの排出削減目標を「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution : NDC）」として 5 年毎に、気候変動枠組条約事務局へ提出・更新することを締約国へ義務付けている。地球温暖化対策推進本部が決定した日本の NDC（2021 年 10 月 22 日発行）では、温室効果ガス削減目標を「2050 年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50% の高みに向け、挑戦を続けていく。」と明記している（<https://www.env.go.jp/press/110060/116985.pdf>）。

⁹ 本レポート 34 頁脚注 29

¹⁰ 本レポート 12 頁脚注 19



証クレジット VCS (Verified Carbon Standard)、及び同じく Gold Standard が発行する認証クレジット GS を利用した取引が広く知られている。

ボランタリークレジットの活用に関する議論の進捗としては、パリ協定第 3 回締約国会合 (CMA3) により、パリ協定 6 条 (市場メカニズム) の実施ルールが合意され、国際的に移転可能な緩和成果 (ITMOs) についてのルールが、同条 2 項のガイダンス¹¹⁾において定められたことがあげられる。同ガイダンスでは、同条 2 項の協力的アプローチに参加する国により国際緩和目的 (NDC 達成や CORSIA 等に代表される) に活用可能と承認された ITMOs については、二重計上防止の措置として相当調整を行うことが必要であることが合意された。これは、民間が行うボランタリークレジットについても、ITMOs として前記 6 条 2 項ガイダンスに従い協力的アプローチに参加する国によって承認・相当調整が実施されることにより、各国の NDC 達成にも使用可能になったことを意味する。ただし、日本の NDC へのボランタリークレジットの活用については、前記 6 条 2 項ガイダンスに従った承認・相当調整の有無に関わらず、現行の地球温暖化対策計画 (令和 3 年 10 月閣議決定) に位置づけられていないため、現状では認められていない¹²⁾¹³⁾。

ボランタリークレジットについては、現状、国内制度への活用は認められておらず、その活用方法について統一的な見解はまだ示されていない。この点、本検討会が行った業界ヒアリング (前出) においても様々な意見が出されている。例えば、カーボン・クレジット活用が成熟するまでの移行期には相当調整されたボランタリークレジットの供給量は十分ではないことが予想されるため、相当調整されていないボランタリークレジットも (NDC の達成には利用できないとしても) 民間企業の「直接排出」の算定に利用できるようにしてほしいといった幅広い活用を求める要望がある一方、ボランタリークレジットは、国内削減量への貢献が明確でないとして、NDC に貢献するクレジットの棲み分けをしっかりと行うべきという意見もある。また、相当調整のなされていないボランタリークレジット、又は相当調整の有無に関わらずそもそもボランタリークレジットの品質について誰が担保し認証するのか、という問題提起もされている。現時点においては、温室効果ガス排出量の算定・報告に係るルール、カーボンニュートラルの訴求に係る国際基準、カーボン・クレジットの品質や活用時の訴求方法等について、国際イニシアチブ各主体 (GHG プロトコル、ISO、TSVCM 等) において検討中の状況であり、具体的な結論は出ていない状況である。

なお、このような状況ではあるものの、ボランタリークレジットの活用を認める一例として、国際民間航空機関 (ICAO) が 2021 年から開始した「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」 (Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation : CORSIA) がある。CORSIA では、その技術的アドバイザリーボード (Technical Advisory Body (TAB)) の設定した基準 (CORSIA Emissions Unit Criteria) を満たし、TAB の推薦により ICAO カウンセルの承認を受けたボランタリークレジットを「CORSIA Eligible Emissions Units」¹⁴⁾として使用することができる。

¹¹⁾ Guidance on cooperative approaches referred to in Article 6, paragraph 2, of the Paris Agreement, Annex I. Internationally transferred mitigation outcomes

¹²⁾ 本レポート 11 頁脚注 18

¹³⁾ 国連が管理・運営する国連管理型メカニズムに特化した 6 条 4 項に基づくクレジットについても、同様に現行の地球温暖化対策計画に位置づけられていないため、NDC 達成への活用は認められていない (同上。本レポート 11 頁脚注 18)。

¹⁴⁾ 現時点で、VCS、Gold Standard 等のボランタリークレジットが認められている。



(2) 本レポートによる提案

本レポートは、上記各クレジットの現状を踏まえ、需要・供給・流通の三つの観点から以下の通り考察する。

a) 需要の活性化

まず、国内制度へのカーボン・クレジットの活用という観点からは、「国内カーボン・クレジットの活用を通じて、我が国の国内排出量の削減を促進し、カーボンニュートラルという目標を実現することが重要である」として、「我が国での排出量削減に資するカーボン・クレジットであるか」という観点で下記の性質を整理している。

- ①我が国の NDC の達成に資するカーボン・クレジット
- ②J-クレジット制度によらない国内の炭素吸収・炭素除去系ボランタリークレジット
- ③我が国の経済と環境の好循環に寄与する国内外のボランタリークレジット
- ④世界全体での排出量削減に貢献するカーボン・クレジット、地域・個人の行動変容に貢献するカーボン・クレジット

そのうえで、上記①から④のカーボン・クレジットを国内制度において評価するについて下記のとおり分析している。

i. 我が国の企業の排出量を正確に把握することが目的となる制度

上記分類①のカーボン・クレジットの活用が認められるべきであるが、②～④に整理されるようなカーボン・クレジットについては、①と比較した際、必ずしも国内の排出量への影響を正確に示していないことから、①と同様の活用を認めるべきではない。

- ii. 現時点での正確な排出量に反映可能な取組だけでなく、将来の除去・吸収の拡大に向けた投資や経済の成長という観点でも価値を持つ取組についても評価をする制度（例：GX リーグや、国や自治体による公共調達や民間調達における環境負荷低減評価等）

上記の分類①に整理されるようなカーボン・クレジットだけではなく、②に分類されるような、将来の除去・吸収の拡大に貢献するカーボン・クレジットや、③に分類されるような、我が国の経済と環境の好循環にも寄与するという観点で評価ができるカーボン・クレジットについても、それぞれの制度の目的を踏まえた上で、活用が認められるべきである。一方で、④に分類されるようなカーボン・クレジットについては、上記のより広い観点での評価軸に照らしても、同様の活用を認めるべきではない。

- iii. 企業の自主的な取組についてより幅広い観点で評価をすることが目的である制度（例：温対法における排出量算定・報告・公表制度であっても、数値の報告とは別の任意報告における記載等）

上記の分類における①～③だけでなく、④に分類されるようなカーボン・クレジットも含めて、活用が認められるべきである。

そのうえで、国や自治体による制度によらない民間事業者等の自主的な活用（金融機関への開示や、市場へのオフセット製品やサービスの提供等）については、上記①～④の分類のカーボン・クレジットが活用可能ではあるが、



情報開示が正しく実施されているという前提で、自主的な判断をベースとしたカーボン・クレジットの活用が認められるべきである¹⁵。

b) 供給の活性化

上記提案により、国内で活用できるカーボン・クレジットの種類が増え、需要の見通しが立つようになれば、これらのカーボン・クレジットの創出又は調達が進められることが予想される。そのためには、現行のインベントリに基づく方法論で発行される国内のカーボン・クレジット（J-クレジット）やJCMの規模の拡大だけでなく、DACCSやBECCS等の新技術由来による炭素除去や、農地での炭素貯留やブルーカーボン等の自然を活用した炭素吸収・炭素除去といった取組を後押しするスキームを検討する必要がある。

c) 流通の活性化

国内におけるカーボン・クレジットの流通は相対取引が主であり、その取引量や価格は不透明な状態である。排出削減系や炭素吸収・炭素除去系等、多様な種類のカーボン・クレジットの価格が、それらのカーボン・クレジットの特性を踏まえたカーボン・クレジットの価格として十分に機能していないという状態を解消するため、多様なカーボン・クレジットの価格が公示される形で広く取引される市場の構築と、カーボン・クレジットの売買に係る法的・会計・税務的扱いの明確化・整理についても検討を進める必要がある。

3. おわりに

カーボン・クレジット取引を巡る状況は刻々と変化することを考えれば、本レポート（及びその最終版）でカーボン・クレジットの位置付けにつき、確定的な結論が示されるわけではない。しかし、本レポート（及びその最終版）による上記カーボン・クレジットの分類及び整理は、J-クレジット、JCM、ボランティア・クレジットを含むカーボン・クレジットの需要、供給、そして流通・市場規模を拡大する政策の方向性を検討するために重要である。

そして、J-クレジット、JCMといった既存のクレジット制度の活用方法、日本のカーボンニュートラル政策（NDC達成）との関係等を分かりやすく整理したことは、今後の需要供給の拡大に資するものと考えられ、供給規模拡大が急務となる。この点、例えばJ-クレジットについて言えば、現在インベントリの方法論で認められていない新技術由来のクレジットやNET（ネガティブエミッション技術）クレジットにつき政府による導入支援の検討を進めないと、投資回収につき予見可能性がないとして新たな投資は進まず、現行クレジットの供給レベルから大きく拡大するのは難しい。同時に、国際的に認められた温室効果ガス削減の方法論のみ認めるという点をJ-クレジットの信頼性の基礎とする以上、供給規模を政府が想定するレベルとスピードで拡大することには現実的に困難な課題があるように思われる。

国際的なESG資金を集め、世界の脱炭素ビジネスの拠点となるような、「カーボン・クレジット市場」の創設を目指すという観点からは、例えば、日本企業が自社のカーボンニュートラル対応の訴求手段として広く活用する経団

¹⁵ とりわけ民間事業者がカーボン・クレジットを活用した排出量のオフセットや、市場に提供する製品・サービスにおけるフットプリントのオフセットを行う際は、そのカーボン・クレジットの持つ価値・特性を外部のステークホルダー（需要家も含む）に適切に訴求することが重要であるとする。



連カーボンニュートラル行動計画¹⁶の「国内の事業活動における削減」について、活用可能なクレジットの種類を限定するにせよ、ボランタリークレジットが活用可能であることとその条件を明確にする等、ボランタリークレジットの活用機会拡大の後押しをさらに積極的に進めていく必要があるように思われる。

¹⁶ 経団連カーボンニュートラル行動計画（2021年11月8日公表、2022年3月30日2050年カーボンニュートラルに向けたビジョンと2021年度フォローアップ結果 総括編（2020年度実績）〔確定版〕公表）
https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/102_honbun.pdf